

橘小学校等複合化整備事業に関する事業説明会（令和7年8月25日開催）質疑応答 《説明会及びアンケートでいただいたご質問・ご意見に対する回答》

- * 質疑応答の掲載順は、説明会で行われた順番とは異なっています。
- * ご質問・ご意見の内容は、発言を要約、分割するなどし、趣旨が類似するものをまとめて掲載しています。
- * 回答は、発言を要約するとともに、補足や修正を加えて掲載しています。

1 複合施設の機能

【建物】

Q 市民利用施設が地下に設けられることについて、高齢者が使用する施設としては暗いのではないか。

A 地下の環境が少しでも良くなるよう、外周りを掘り下げてドライエリアを設け、地上のように窓を設置し採光・通風ができるようにしています。

※ドライエリア：建築物の地下室部分の、外壁の周囲を掘り下げて設けた空間のこと

Q 生涯学習センターの部屋数が現施設より減っていないか。

A 施設の複合化にあたっては、施設の共有化を図ることとされています。例えば、小学校の家庭科室は小学校の利用時間外に生涯学習センターの料理室として利用することとし、現施設の機能は複合施設においても維持されます。さらに、小学校の休業日に5階にある音楽室、図工室、理科室といった特別教室を講座等で使用することを予定しており、実質的に現施設よりも機能が充実することになります。

Q 現在の福祉会館にある入浴施設（風呂）はなくなるのか。

A 福祉会館の改築に際しては、全市的なアセットマネジメント（資産・施設の管理）の方針に基づき施設の共有化を図ることとされています。そのため、本複合施設においては、浴場は整備しませんが、シャワー室を設置します。なお、運用方法については、検討中です。

Q 市民利用施設の運営は難しく、複雑になると思う。現施設でも会場の確保が困難だが、使い勝手は良くなるのか。

A 市民利用施設の運営方法については、現在調整中であり、利用手続きがわかりやすいものとなるよう検討してまいります。

Q 生涯学習センターの体育館の天井高はどれくらいか。現在の体育館と比べてどうなるのか。

A 新施設は8.5mで計画しています。現施設の7.8mよりも高くなる計画です。

Q 避難者支援室が市民利用施設側にある。防災機能はどうなっているのか。

A 本複合施設の一つのポイントは、防災機能の強化にあります。現在は、防災拠点が橘小学校の特別活動室にあり、防災備蓄倉庫がサブグラウンドに設置されていますが、本複合施設では、特別活動室のほかに避難者支援室を1階と地下1階の2か所に設けて、防災物資の保管を行います。地下1階の避難者支援室は、生涯学習センターの体育館と隣接しており、毛布等の備蓄品を保管することを想定し、2つの体育館が避難所となったときにすぐに出して使えるようにします。1階の避難支援室は、専用の入口を設けて、食糧等の入替えの頻度が高い物資を保管することを想定しています。

その他の防災機能としては、敷地南西側のバイク置場にマンホールトイレと防災井戸、市民利用施設の入口付近にかまどベンチを整備する計画となっています。

【外構等】

Q バイク置場や駐輪場のある南側の道路が狭い。トワイライトスクールの迎えの自転車が停められて迷惑している。敷地内に駐輪場を設けられないか。

A 駐輪場は、敷地内に設けることを計画しています。また、敷地内に歩行者専用の通路を計画しており、敷地南側の道幅は、現在よりも広がる計画となります。

Q トワイライトスクールの出入口は、市民利用施設側に設けるのではなかったか。

A トワイライトスクールは、車での送迎を原則として禁止しています。また、小学校の施設であり、児童の安全を図るために、通常の出入りは小学校側の出入口を利用することになります。

なお、傷病等でやむを得ず車での送迎が必要な場合には、市民利用施設側のロータリーに設ける車寄せを利用することがあることを想定しています。

Q 原則、車での送迎が禁止されていることをトワイライトスクールの事業者や保護者にきちんと伝えてほしい。

A 現状、路上に送迎車両の駐車や駐輪が行われていることは承知しており、指導を行っています。傷病等の事情のある方には西側の出入口を利用していただくこともあります。基本的には東側の小学校出入口を利用することとし、車での送迎は原則禁止していることを、本複合施設でも引き続き指導してまいります。

Q 中生涯学習センターの緑地がドクダミだらけで景観が悪い。複合施設の緑地計画では、そうならないようにしてほしい。

A 複合施設の植栽は、管理しやすく、近隣にご迷惑のかからないものとする 것을検討します。

Q 中生涯学習センターの外でタバコを吸う人がおり、煙が近隣の家が届いて迷惑している。毎朝、近隣住民が吸い殻の掃除を行っている。複合施設には喫煙所を設けてほしい。

A 伺った現状については、中生涯学習センターの指定管理者に伝え、適切に対応してまいります。

本複合施設の敷地内や建物内に喫煙所を設けることについては、健康増進法により学校、児童福祉施設（児童館）等は敷地内禁煙で、喫煙所を設けることもできません。喫煙は、敷地外の適切な場所で行っていただくことになります。健康増進法では屋外での喫煙は規制されていませんが、喫煙をする際は、望まない受動喫煙を生じることがないように周囲の状況に配慮しなければならないと定められています。さらに名古屋市子どもを受動喫煙から守る条例で「市民は、受動喫煙による健康への影響に関する理解を深めるとともに、いかなる場所においても、子どもに受動喫煙をさせることのないよう努めなければならない」（第4条）、「喫煙をしようとする者は、屋外において、子どもの受動喫煙の防止に努めなければならない」（第7条）と定めています。本複合施設は、橘小学校、児童館など子どもが利用する施設であり、屋内外で子どもの受動喫煙が生じないように、受動喫煙の防止について市民の皆様へ啓発を行っていくほか、複合施設の利用者に路上喫煙行為が見られる場合には、施設の管理者において注意し、路上喫煙の防止に努めてまいります。ご理解くださいますようお願いいたします。

【平面駐車場】

Q 橘小学校のサブグラウンドを平面駐車場にする計画は、決まったことなのか。駐車場は、中生涯学習センターの敷地に整備すればよいのではないか。サブグラウンドを取得した経緯を理解し、子どもたちや地域のことを考えて計画してほしい。

A 本事業の計画地は、橘小学校の校舎が建っている敷地とサブグラウンドになります。橘小学校のサブグラウンドに平面駐車場を整備することについては、地域をはじめ関係者への説明や調整を経て、令和4年度に策定した整備計画で計画し、これに基づいて市が発注したものとなります。

小学校の運動場は、本来1か所にまとまっていることが理想であり、本事業で運動場を拡張し、サブグラウンドが果たしてきた役割を継承します。また、平面駐車場では、現在行われている地域の行事等での利用が引き続き可能となります。

平面駐車場は、複合施設の利便性を図るうえで必要な機能ですので、ご理解くださいますようお願いいたします。

2 その他

Q 説明会は、平日の昼間よりも参加しやすい夕方や土・日曜日に開催すべきではないか。

A 今後実施する予定の工事に関する説明会は、皆様の集まりやすい時間帯で昼と夜に分けて2回以上開催したいと考えています。

Q 市民利用施設各施設の利用者向けに、別途説明会を開催してほしい。

A 各市民利用施設の利用者を対象とした説明会を次のとおり開催します。

○中生涯学習センター

令和7年11月22日（土）16:00～17:00 中生涯学習センター視聴覚室

○前津福社会館

令和7年11月11日（火）9:30～10:30 前津福社会館集会室

○前津児童館

令和7年12月から令和8年1月頃（予定）

※利用者の意見をふまえて開催日程を調整中です。